

## フェロー選考委員会規程

制定：平成23年3月4日

### (目的)

第1条 本規程は、日本保全学会（以下、「本会」という）定款第42条に基づいて設置された委員会の活動のうち、本会の発展に顕著な貢献をなした者に日本保全学会フェローの称号を与え、もって会員の地位向上・国際活動をより円滑にし、あわせて本会のより一層の活性化を図ることを目的とした「フェロー」の認定に関する基本事項を定める。

### (役割)

第2条 本委員会の役割は次のとおりである。

- (1) フェロー候補者の選考・認定に関する事項の審議を行う。
- (2) フェロー候補者の選考を行う。

### (組織・任期等)

第3条 本委員会の委員は、会員（正会員）の中から選任する。委員は5名以内とし、理事長が理事会の承認を経て委嘱する。

- 2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、交替または増員により委嘱された場合は、前任者または他の現任者の任期と同様とする。

第4条 本委員会には委員長1名を置く。また、必要に応じて、副委員長、幹事を複数名置くことができる。任期は委員の任期に順じ、再任は妨げない。

- 2 委員長は、理事長が理事会の承認を経て委嘱する。副委員長は、委員長が委員の中から指名する。

### (運営)

第5条 委員長は本委員会を招集し、主査する。副委員長は委員会主査に関し委員長を補佐し、委員長に不慮の事故等があるときにはその職務を代行する。

第6条 本委員会は、フェロー選考時期に合わせて適宜開催する。

- 2 本委員会開催の必要性が生じたと判断される場合には、原則として委員長はこれを考慮し、委員会を開催する。
- 3 緊急を要する審議等に関しては、委員長の判断で書面（電子メール、FAX等）又はweb会議により本委員会を開催し、審議を行うことができる。

第7条 本委員会は、委員の過半数（委任状を含む）の出席により成立する。

- 2 議決を要する案件については、決議について特別の利害関係を有する委員を除く委員の過半数（委任状を含む）が出席し、その出席委員の過半数をもって決する。

(フェロー候補資格)

第8条 フェローの称号を受ける資格は、原則として次に該当するものとする。ただし、理事長が認めた場合は、この限りではない。

- ・正会員歴5年以上で、保全学で特に顕著な貢献をなし、現在も活動中の会員。

(推薦方法)

第9条 フェローの称号は、推薦により授与されるものとし、推薦の方法は原則として次のいずれかによりものとする。

- (1) 正会員3名からの推薦
- (2) 本会の組織（理事会、委員会、支部など）からの推薦

(申請)

第10条 申請にあたっては、推薦者は、毎年3月末日までに所定の推薦書を理事長に提出しなければならない。

(認定基準及び方法)

第11条 認定基準及び認定方法は、別に定める。

(認定)

第12条 理事会は、本委員会の選考結果報告を受け、フェローを認定しフェローの称号を授与する。認定証の交付は、原則として総会あるいは学術講演会で行う。

(任務)

第13条 フェローの称号を得た会員は、保全学の専門家として傑出した技術者たるべきことを自覚し保全学の発展に勝れて寄与するとともに、本会の指導的会員として、本会の諸活動への積極的・能動的な参画を通じて本会の目的の達成に率先して努力する責務を負うものとする。

(フェローの返上)

第14条 第13条の任務遂行が不可能となったときは、本人の申し出によりフェローの称号を返上することができる。

(経費)

第15条 認定証作成の費用及び副賞は学会が負担する。ただし、表彰を受ける者の旅費等その他の経費は原則として本会は負担しない。

(議事録の作成)

第16条 本委員会の議事録は、原則として副委員長又は幹事又は指定された委員が作成する。議事録は、事務局が保管する。

(事務局)

第 17 条 本委員会の事務局は本会の事務局が務める。

(その他)

第 18 条 本規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

附則（平成 23 年 6 月 17 日） この変更規程は、平成 23 年 6 月 17 日から施行する。

附則（2020 年 6 月 29 日） この変更規程は、2020 年 6 月 29 日から施行する。

附則（2024 年 3 月 29 日） この変更規程は、2024 年 3 月 29 日から施行する。